

平成16年（行ウ）第20号 八ッ場ダム費用支出差止等請求住民訴訟事件

原告 柏村忠志 外20名

被告 茨城県知事 外1名

## 証拠説明書（甲D20～22号証）

2009（平成21）年1月21日

水戸地方裁判所 民事第2部 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 谷 萩 陽 一

番号	文書名	作成日	作成者	立証趣旨等	備考
甲D 20	証人尋 問用ス ライド	H20.9. 2	高橋利 明	証人奥西一夫の尋問に使用するスライド	写し
甲D 21	ダムサ イト・ 地すべ り現地 報告書	H20.1 0.21	高橋利 明、 嶋田久 夫、神 原禮二	鹿飛橋及び周辺の狭窄部の状況、ダムサイト周辺及び二社平地区のダム建設上の危険性等	写し
甲D 22	追加意 見書 （奥西 一夫）	H20.9. 14	奥西一 夫	作成者が平成20年9月5日に前橋地裁において、八ッ場ダム建設による貯水池地すべりの危険性に関し、「（甲D11号証179ページの試料番号）③の試料に関する（地すべり斜面の）安全率は、コンサルタント会社が①及び②について検討した局所的な安全率の2分の1程度の安全率になってしまうことがわかりました」「局所的な安全率が2分の1ということは、全体値としても0.5強の値になるということでありまして、かなり大きな問題を呈することになります。コンサルタント会社が仮定したようにこの局所的な安全率そのまま斜面の安全率であるという具合に考えますと、現在この斜面はもう崩れ去っているはずだということになってしまつて、明らかに不合理です。これは、局所的な安全率と斜面の全体の安全率が等しいというコンサルタント会社の仮定に問題があるのでありまして、きちんと斜面全体の安全率を評価するためには、すべり面がどういう形をしており、そして、そのすべり面に沿ってせん断抵抗力の分布がどうなっているかというのをきちんと調べなければなりません」と証言するにあたって行った安全率計算の計算過程等	写し

以上